



る証拠が出てまいりました。

この書面によりますと、二〇一五年の二月の二十五日に加計理事長と総理が面談したということになっている。その際、総理から、そういう新しい獣医学の考えはいいねとのコメントがあつたと記載があります。加計学園のこの計画を知ったのが二〇一七年一月の二十日とする総理の答弁と完全に矛盾をいたします。総理は、その後、きのうですか、二〇一五年二月二十五日に理事長と会つた記録は官邸にはなかつたと語っています。官邸の記録と愛媛県の記録、どちらを信じたらいんでしょう。

官邸では、ここのこと、本当に都合よく記録がなくなつたり、あるいは時によつては出でてきたり、あるいは総理の関係者の記憶が消えたり、あるいは思い出したり、そういうことが繰り返されています。

こういうことを考えて、そして愛媛県の記録をたどると、その後の、例えば二〇一五年の四月の二日の面会の記録なども自然とつながります。誰が見ても愛媛県の記録の方が、記録がない、記憶がないという総理官邸がおっしゃつてのことよりも、ずっと愛媛県の記録の方が信用はできると思います。

このお話を直接世耕大臣にお聞きをして、何とお答えになるか。とりあえず一回。

○世耕国務大臣 加計学園の獣医学部新設については、これは経済産業省の業務に関することではありません。また、愛媛県が提出された文書といふのは、これは参議院の予算委員会に提出された文書でありまして、私も見ておりませんので、經濟産業大臣としてコメントする立場にはあります。

その上で申し上げますと、きのう安倍総理が官邸でぶら下がり会見を行つて、二〇一五年二月二十五日に加計理事長と会つたことはなく、また、獣医学部新設についても話を聞いたことはないと述べられています。加計学園側も面会を否定をされているわけあります。面会したと言われる両

者がその事実を否定をしている、そのことに尽きるのではないかというふうに思つております。

○山崎委員 でも、愛媛県は記録としてしつかりとしたものを出していると思います。メモとして、記録として出している。あれが改ざんされたんだとか捏ねられたんだというのであれば、それをただしていかなきゃいけない責任は政府にあると思いますよ。

こういう場合、どちらに非があるかわからぬい、どちらが正しいのかわからない、こういう状況の中でどういう対応がとれると思いますか、この事態をどう回復したらいいと思いますか、世耕大臣。これは大臣、一人の政治家としてもお答えください。こういう事態で、今非常に、申しわけないが、疑惑が広がっている。この対応策としてどういうことが考えられますか、何をしたらいでですか。

○世耕国務大臣 ですから、総理は会つていませんが、では、その国会を今運営されている自民党の皆さん、与党の皆さん、この事態をどう解決するのか、それをきちっとお示しいただかなとい、これから我々が議論しようとしていることが本当にむなしくなつてしましますので、ぜひ、正しい対応をとつていただきたいと思います。

それは国会が決める事だというのは筋かもしれない。このままでは、その国会を今運営している自民党の皆さん、与党の皆さん、この事態をどう解決するのか、それをきちっとお示しいただかなとい、これから我々が議論しようとしていることが本当にむなしくなつてしましますので、ぜひ、正しい対応をとつていただきたいと思います。

それでは、質問に入ります。

前回に引き続きまして、省エネエネルギーの施策の現状と課題ということで少し整理をさせていただきます。

私は、前回もお話をしましたが、今、省エネの現実、実際にどういう施策がどういうターゲットに向けて準備をされているのか、それがどういうふうに今実行されて実績が上がつているのかというのを、やはりできるだけ可視化をし、分析できることになります。

資料の一ですが、これは経産省から出でています。文書です。

例えば、じゃ、県知事をお呼びしてしっかりとその中身について御説明をいただく、あるいは、当事者であります柳瀬、今経済審議官でいらっしゃいますけれども、そついた方をきちっと国会の場にもう一回呼んで、そろつて意見を聞いて、この問題、やはり総理が正しいんだ、会つて、ないんだと証明することは必要ではありますか。それができるのは、国会に呼んで、きちんと国民の前で議論をするのが一番正しいんじゃないですか。

○世耕国務大臣 国会に参考人として誰を呼ぶかということについては、国会がお決めになることがあります。

○山崎委員 やめますが、一般論として、こういう事態が起きたときに、どういう対応がとれるのか、どうしたらいのか、それは、一政治家、大臣もやられている世耕さんにはやはり答えを出していただきたいと私は思います。

それは国会が決める事だというのは筋かもしれない。このままでは、その国会を今運営している自民党の皆さん、与党の皆さん、この事態をどう解決するのか、それをきちっとお示しいただかなとい、これから我々が議論しようとしていることが本当にむなしくなつてしましますので、ぜひ、正しい対応をとつていただきたいと思います。

それでは、質問に入ります。

前回に引き続きまして、省エネエネルギーの施策の現状と課題ということで少し整理をさせていただきます。

私は、前回もお話をしましたが、今、省エネの現実、実際にどういう施策がどういうターゲットに向けて準備をされているのか、それがどういうふうに今実行されて実績が上がつているのかというのを、やはりできるだけ可視化をし、分析できることになります。

資料の一ですが、これは経産省から出でています。文書です。

例えば、じゃ、県知事をお呼びしてしっかりとその中身について御説明をいただく、あるいは、当事者であります柳瀬、今経済審議官でいらっしゃいますけれども、そついた方をきちっと国会の場にもう一回呼んで、そろつて意見を聞いて、この問題、やはり総理が正しいんだ、会つて、ないんだと証明することは必要ではありますか。それができるのは、国会に呼んで、きちんと国民の前で議論をするのが一番正しいんじゃないですか。

きやいけないと私は思います。深掘りをして、ばあつと細かい施策を並べて、じゃ、その効果をどういふうに検証するか、どういうふうに聞き方を見かというときに、やはり、例えばエネルギー種類別に、私が今エネルギー種類と言つているのは、例えば電力で使つていて、エンジン、ガソリンなどで使つていて、あるいは動力として、熱で使つていて、あるいは運動として、エネルギーを出しています。

○山崎委員 も、地域別に、例えば県別だとある今は地域別に、今どういう省エネの実績が上がつてているのかと分析をしないといけないです。

資料二を見ていただきたいですが、省エネ施策の分析マトリックスというのをつくってみました。今お話ししたとおりです。

例一は、部門別にエネルギー種別をマトリックスにして、それぞれでどういう成果が上がつているのか、目標が定まっているのか、そこにそれぞれ施策がひもづいていると思います。例二は、地域別に、例えば東京都であれば、産業部門、運輸部門、業務部門、家庭部門。さらに、私は、これに上のマトリックスがかかるとすれば、産業部門の電気、熱、動力、そんな分析が全体でできると思うんですね。

今これを全部ここで埋めてくださいといふのはちょっとなかなか、時間もないのでできないと思うのですが、こういう分析はされていますか。こういう分析が可能ですか。

○高科政府参考人 お答え申し上げます。

まず、委員御指摘ありましたように、部門別につきましては、お示しいただいた資料のとおり、それは私ども、分析をさせていただいてお示しをしている。



の熱の利用とかが、省エネとかが進むんだと思うんですよ。

私は、お答えとしては、こういうところをきちっとお答えいただきたいと思つてしました。小手先で、もちろんやるべきことは細かくやらなければいけない、でも、大きな施策としてこういうことをやらないと最終的には到達しないと思いますよ。いかがですか。

○高科政府参考人 私が先ほど申し上げたのは、今、ミックスの積み上げで、どういう項目があつて、その項目の中で比べた場合に、それぞれ進捗率が出てきて、その進捗率が低いところはどこだということを申し上げました。

その中で、家庭部門の熱が進捗率が悪い、その中でもやはり、その先に更に項目があつて、そこに住宅とか給湯器という項目があつて、そういう部分が比較的ほかに比べておくれているんではなかろうかというようなことが見てとれるということを申し上げたわけです。

もちろん、こういうことに対する政策というのも非常に大事だと思っていますし、こういった形で太陽光の自家消費率を拡大していく、それは、ZEHみたいなものを活用しながらこういうことを進めていくことも非常に大事なものでありますし、それも経産省としてしっかり進めてまいっているところでございます。

○山崎委員 議論が、私は、この五千三十九万キロリットルということに閉じているような気がしてならないんですよ。常に、その話をすると、もうこれはいっぱいいつぱいです、厳しい、いろいろな手当てをしないとこの五千三十九万キロリットルに届かないんだというお話を聞き、今のお話を聞いて、それを達成するために、この施策、この施策、この施策、この施策と。そういうミクロな視点もいいんですが、私は、マクロの視点で全体を俯瞰しながら、本当に必要な手当てはどうこにすべきなのか、どの地域に、例えば、どの首長にどういう話をしたがって、こういった張つてきて全国に展開したらうまく成功事例を引つ張つてきて全国に展開したらうまくいくんだろう、そういう見方で、全体のコントロールをしながら、目標を深掘りしていくかなぎやいけないと思うんですよ。

そういう見方で、全体のコントロールをしながら、目標を深掘りしていくかなぎやいけないと思うんですよ。

そういう意味で、データをもつとわかりやすく可視化して、戦略的に活用いただきたいということが私の今回の趣旨でございます。

今お話をしましたが、世耕大臣、この省エネ目標の深掘り、二〇五〇年にA-IあるいはI-O-Tなどを使ってもつと進めるんだというお話はこの間もいたきましたが、私は、常にこの目標自体の深掘り、新しい技術がどんどん日進月歩で動いています、それをもつと入れていくべきだと思っています。

だから、五千三十九万キロリットルというのは、場合によつては、毎年といつたらオーバーかもしれないですけれども、目標は目標としながらも、それを深掘りをして改定していくようなことが必要だと思いますが、二〇三〇年までこのまま改定しないんですか。どうお考えですか。

○世耕国務大臣 長期エネルギー需給見通しにおける省エネ見通しというのは、今、技術的に可能で、現実的な省エネ対策として考へ得る限りのものを積み上げた極めて野心的な見通しだと思ってます。今でも、ことし段階で二三%達成しなければいけないのがまだ一七%台にとどまっているということですから、まずはこれを着実に推進するというふうに思っています。

○山崎委員 そういうことが極めて重要だというふうに思つてます。

現段階では、二〇三〇年の五千三十九万キロリットルという省エネ目標は変えませんけれども、将来の可能性については、今の段階では、変える変えないはなかなか申し上げにくいと思つています。

○山崎委員 この五千三十九万キロリットルに、このもう施設は入つていますか。

○高科政府参考人 五千三十九万キロリットルの前提出になる、その個々の積み上げの中にはこういうような話は直接は入つてないと思いますけれども、例えば、従来化石燃料を燃やしているところを再生可能エネルギーでやるということによって省エネが図られるというようなことの効果は、省エネ全般についての効果というものはあると思っております。

○山崎委員 今のお話も非常に微妙ですよね。だから、私は、五千三十九万キロリットルというのに、例えば、こういう木質バイオマスをうまく利用して熱転換をするとか、エネルギー転換をすることによって生まれる省エネ効果とか、いろいろあると思うんですよ。エネルギー転換というのは本当に、CO<sub>2</sub>削減にもなるし、省エネにもつながるし、非常に効果のある施設です。

○高科政府参考人 お答えいたします。

地中熱とか地熱、そういう再生可能エネルギーの熱の活用ということにつきましては、そういった再生可能エネルギーの熱利用設備に対する導入支援みたいなものをやりながらしっかりと進めいくということをしておりますし、これは企業のお話で、それが実現するためには、技術も進んでいます。技術も進んでいるし、各企業の方々とか、あるいは、例えばハウスメーカーの皆さんとか、いろいろな技術をとにかく取り入れて、いいものをつくりうとしています。そういうものを常にこの省エネの全体の枠の中に取り込んで、膨らませて、大きく育てていただきたいというのが私の思いでございます。

最後に、この省エネ法の改正ですけれども、企業間の連携をとるというときに、私がすごく気になつてているのは、誰かコーディネーターとか先導役がないと、なかなか企業間がうまく、打合せ

<p>をして、マッチングをして、それで結果を出すということにはつながらないんではないかなと。経営とやはり直結するようなお話をたくさん出てくるはずです。あるところが、自分たちは上工程を手放す、誰かに預けるということを決めると、いうのは大きな決断ですね。いろいろな経営関係が変わったりしたときに、場合によってはそれが破綻するかもしれない、そんなリスクなんかも抱えながらだと思うんですよ。系列会社みたいなところだつたらいいかもしないけれども、それだけではまだ広がらないと思います。そういうたところの連携の仕方、それをどういうふうに支援するか、お考えをお聞かせください。</p> <p>○高科政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>まず、御指摘ありましたコーディネーターですが、それでも、例えば、地域の中核企業とか自治体とか金融機関、あるいはエネルギー会社みたいなものが、そういう複数の事業者のエネルギー使用量とか使用形態に係る情報共有とか費用負担に係る調整において、まとめ役として積極的に関与することが鍵となると思つております。</p> <p>実際、今具体的に進んでいる連携の例を見ましても、例えば、エネルギー企業を中心となつて全体を取りまとめるながら、そういう地域のシステムを取りまとめている、そういうことがございまして、そういうこともしっかりと支援してまいりたいと思いますし、あと、今回、法改正で複数事業者の連携というのはきちんと位置づけることになりますけれども、それに合わせまして、税制措置ですか、あるいは補助金みたいなもので連携の省エネを更に優遇するといったことも含めて行いながら、全体としてこの連携というのを進めまいりたいと考えございます。</p> <p>○山崎委員 時間ですので終わります。</p> <p>省エネは本当に大事だと思います。それがきつときればエネルギーの供給構造も変わってくるということで、さらなる努力、応援をさせていただきますので、よろしくお願ひします。</p> <p>ありがとうございました。</p>
<p>○稻津委員長 次に、齊木武志君。</p> <p>○齊木委員 おはようございます。齊木武志で申します。</p> <p>前回、私、主に世耕経産大臣に、エネルギー基本計画、そして特に原子力の位置づけと核燃サイクルに関してお聞きいたしました。きょうは、そのときの積み残しの質問を中心にエネルギー政策をお聞きできればというふうに思つております。</p> <p>前回、「もんじゅ」の廃炉が七月から本格化いたします、その技術的な課題を、原子力機構そして規制庁に伺いました。その後、その後の質問します。「もんじゅ」を廃炉した後の跡地利用に関して、私も、きょうさせていただきたいと思います。</p> <p>文部科学省に伺いますけれども、まず、「もんじゅ」を廃炉した後、その跡地の利用に関して、立地地域である敦賀市、そして福井県からどのように要望が出されているでしょうか。</p> <p>○増子政府参考人 お答えいたします。</p> <p>地元からの要望ということでございますが、福井県より、試験研究炉の新規制基準への対応や老朽化により、学生の教育の場が失われ、人材育成が危機的状況にあるため、新たな試験研究炉など、教育研究設備の整備を推進することなどの要望を受けておりました。</p> <p>地元の要請や「もんじゅ」の廃止措置の方針決定に鑑みまして、一昨年の十一月、原子力関係閣僚会議決定におきまして、「もんじゅ」のサイト内に新たな試験研究炉を設置することが盛り込まれたところでございます。</p> <p>また、この会議におきまして、将来的には、この新たな試験研究炉が我が国の今後の原子力研究や人材育成を支える基盤となる中核的拠点となるよう位置づけられたところでございます。</p> <p>これを受けまして、文部科学省におきましては、国内外から研究者や研究機関が集結するよう</p>
<p>際に運営いたしますコンソーシアムの構築、このようなものにつきまして、有識者の議論を経まして検討を行つてあるところでございまます。</p> <p>現在考へているところでは、平成三十四年に四年後でございますが、新たな試験研究炉の詳細設計を進める、このようなスケジュールを予定しております。引き続き検討を進めてまいりたいというふうに考へてあるところでございまます。</p> <p>○齊木委員 その試験研究炉なんですか、それとも企業の研究拠点なのか、どういった用途のかつかけにしたいと、どういった御発言がありました。</p> <p>主にどのぐらいの規模で、人材育成なのか、それとも企業の研究拠点なのか、どういった用途の炉といふのをお考へなんでしょうか。</p> <p>○増子政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>研究炉のあり方につきましては、まさに今検討しているところでございます。</p> <p>試験研究炉につきましても、いろいろな用途がございます。例えば、京都大学の原子炉につきましては、特に研究者を対象にした基礎研究、さらには、近畿大学の原子炉もございます。これは教育研究の場でございますし、実際に原子炉を学生が稼働して、運転して、臨界に達する、そういうふうな原子炉もございますし、さらには、産業利用という観点では、例えばラジオアイソotopeの製造をして医療に活用するとか、そういうような目途もございます。</p> <p>そういうことで、どのような規模あるいはどういうふうな目的というのをまさに今検討しているところでございます。</p> <p>昨年度の予算で、初めて財務省から一千万円の予算をいたしております。検討をしておりまして、医療用とか産業用、さらには学術研究用、そういうものが中心になるというような有識者の検討の結果が出ておりますが、さらに、どういうような用途にしていくべきか、今年度も引き続き</p>
<p>検討しているところでございまして、そのような検討結果を踏まえて、どのような形にするか、検討してまいりたいと考えてあるところでございまます。</p> <p>○齊木委員 今、近畿大学や京都大学の例も挙げられましたけれども、そうした、私もまさに地元でございますので、廃炉が今進んでいる、福井県では十五基中七基が廃炉が決定若しくは廃炉措置中である。日本にある原子力発電所も、これから二〇三〇年、二〇五〇年に向けて、多くが廃炉を迎えていくわけです。</p> <p>その廃炉を円滑に行う上でも、やはり原子力の技術、見識を持った若い人材、これは二〇五〇年に向けても必要であろうというのは自明の理だと思います。ふうに思いますけれども、今、日本の原子力に知見を持つた技術者を育てていく上で、人材が足りていてるというふうにお考へでしようか。どんな課題があるとお考へでしようか。</p> <p>○増子政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>原子力の安全確保あるいはその技術の向上のためには、先生御指摘のとおり、高いレベルの人材の確保というものが必要とされているところでございます。</p> <p>一方で、東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、文科省が調べております原子力の基礎統計の確保というものが必要とされているところでございます。</p> <p>また、原子力関係の企業の合同説明会というのが毎年開かれておりますが、これへの参加の学生数につきましても、原子力、エネルギー系分野の参加学生数は、震災以降、これは横ばいになつてます。たしかに、原発の学科への学生の入学者数といふのは減少しております。いまだ震災前の水準には戻っていないというのが現状でございます。</p> <p>また、原子力関係の企業の合同説明会といふのが毎年開かれておりますが、これへの参加の学生数につきましても、原子力、エネルギー系分野の参加学生数は、震災以降、これは横ばいになつてます。たしかに、原発の学科への学生の入学者数といふのは減少しております。いまだ震災前の水準には戻っていないのが現状でございます。</p> <p>このところでは、原子力事業を支える他分野の学生数につきましても、原子力、エネルギー系分野の参加学生数は、震災以降、これは横ばいになつてます。たしかに、原発の学科への学生の入学者数といふのは減少しております。いまだ震災前の水準には戻っていないのが現状でございます。</p> <p>こういうものは減少したままになつております。こういう中で、文部科学省におきましては、福島第一原子力発電所の廃炉に資する基礎的、基盤</p>

的な研究、こういう学生を対象にした講義とか研修を実施する、そういう事業も進めているところです。さいまして、また、原子力関係の教育のカリキュラムあるいは講座の高度化、国際化を実施するような事業、こういったものも実施しているところでございまして、大学とか高等専門学校において原子力分野の人材の育成を支援する取組を進めているところでございます。

基盤、安全を支える、幅広い分野における人材育成をしっかりと進めでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

れたらで結構ですので、同じ質問ですが、原子力技術者の過不足をどう考えておられるか、それと、今後原子力人材をどういうふうに担保していくか、どのようなお考えをお持ちでしようか。

いうのは非常に重要な課題だと思います。私も、世界のエネルギー事情を見ていて、やはり一度技術、人材を失ってしまうと、それを取り返すのは本当に大変だ、アメリカも今苦労していますし、イギリスも結局日本の技術に頼らざるを得ないという状況になつてきているわけでありますて、本当に技術を維持していくということは重要だというふうに思っています。

経産省としては、例えは原発の安全対策高度化に向けて、原子力施設の安全性に関するシミュレーション技術の高度化のための技術開発の支援などにも取り組んでいますし、また、原発のメンテナンスを行う現場技術者や廃炉に取り組む人材育成などにも取り組んでいるところであります。こういった取組や海外での原発建設の機会などを通じて、今後とも、原発を支える技術、人材の維持強化に取り組んでいきたいと思います。

私が関係していた近畿大学でも、わずか出力一ワットですから、豆電球がようやくつだけの出

力の原子炉を持つてはいるわけですが、これもやはり、学生に原子炉の動いているメカニズムとか、炉心というのはどうなっているのかとかというのを学ばせるという意味では非常に意味は大きいんですが、残念ながら、今、日本じゅうで、いわゆる原子炉工学を選択する学生というのはどんどん減っています。ただ、長い目で見れば、例えば原子炉工学というのは、何も新しい原発をつくるだけではなくて、廃炉上の技術も非常に必要でありまして、今後、世界で廃炉になる原発といふのはどんどんどんどん出てくるわけですから、そういう意味では、今後何十年もかなり仕事として、これは二、三のある分野だというふうに思つてます。

そういうところの人材育成というのをしっかりと取り組んでいきたいと思いますし、まさに原発で日本のエネルギー政策に大変な御協力をいただいたいてきた福井県とも、こういったテーマについてよく連携をしていきたいというふうに思つております。

○斎木委員 世耕経産大臣、では、総じて、非常に人材育成はかなめであるということですけれども、今文科省から御説明があつたような、「もんじゅ」の跡地に今計画されているような、人材育成も視野に入れた試験用の研究炉というのは、経産省としても非常にこれは重要な施設であるとうお考えでしようか。

○世耕国務大臣 どこにどういう研究炉、実験炉をつくるかなどというのは、これは文科省主導でお決めになることであります。ただ、人材育成といふ観点から、あるいは原発立地地域である福井県との関係という点から、我々も大変注視をしておりますし、貢献できることがあれば貢献したいと思っております。

○斎木委員 また文科省さんにお伺いいたします。

番最初におっしゃった産業集積のきつかけにしようと。いと。  
ここで、例えば、物の強度をテストするような産業用の実験炉にしたりであるとか、また、物中をしっかりと、エンジンの中を透視するような機能を持たせるであるとか、そういう実験用の炉にして、それを狙つて進出してくる企業の呼び方にしたいみたいなことを地元としては考えてよいなんですかけれども、そうした産業用試験研究炉というような地元の考え方はどうお考えですか。

○増子政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、産業用の利用というのの幅広くござります。例えば、研究炉を使った産業用の利用という面では、いろいろな事例がござますが、例えば学術的な面で考えますと、物質学分野における原子レベルの構造解析、これで産業用にも最後つながるものでございますし、あるいは、たんぱく質の構造解析とか機能発現のカニズムの解明、そういうものもござります。

直接産業の具体的な利用として原子炉が使わている利用としては、例えば、自動車とか航空機等の非破壊検査、そういうものにも使うことがあります、中性子を使いまして。さらには、電子メーカーによる新たな高機能材料の開発、あるいは高性能の半導体の材料開発、そういうものもござられます。

また、医療産業の分野におきましては、例え、

番最初におっしゃった産業集積のきつかけにしようと。いと。  
ここで、例えば、物の強度をテストするような産業用の実験炉にしたりであるとか、また、物の中をしっかりと、エンジンの中を透視するようなな機能を持たせるであるとか、そういう実験炉にして、それを狙つて進出してくる企業の呼びようなんですかれども、そうした産業用試験研究炉というような地元の考え方はどうお考えですか。  
○増子政府参考人 お答え申し上げます。  
先生御指摘のとおり、産業用の利用というの、幅広ございます。例えば、研究炉を使った産用の利用という面では、いろいろな事例がござりますが、例えば学術的な面で考えますと、物質学分野における原子レベルの構造解析、これ産業用にも最後つながるものでござりますし、カニズムの解明、そういうものもござります。  
直接産業の具体的な利用として原子炉が使われている利用としては、例えば、自動車とか航空等の非破壊検査、そういうものにも使うことがあります、中性子を使いまして。さらには、電力メーカーによる新たな高機能材料の開発、あるいは高性能の半導体の材料開発、そういうものも挙げられます。  
また、医療産業の分野におきましては、例えりん素を使った中性子の捕獲療法というのがござります。これは、具体的には京都大学の研究炉で使われているものでございますが、そういうよながん治療の分野もござりますし、あるいは、ほど私が申しましたように、がん診断に用いられますようなラジオアイソotopeの製造、これは「治療産業分野」というものもございますので、うような具体的な事例が諸外国でもありますで、そういうものも考えながら、研究炉のありと、いうものも、現在検討しておりますが、今後も引き続き考えていただきたいというふうに考えて

るところでございます。

○齊木委員 私は文系の人間ですので、今の説明は完全には理解は難しかったんですけども、そうした、例えば今のがん治療に関する御発言、中性子を使ってやるとか、そういった分野は、やはりこういった原子炉、そして産業用試験研究炉みたいなものは必要なんでしょうか。

○増子政府参考人 お答え申し上げます。必ずしも原子炉だけじゃなくて、加速器を使つたようなものもござります。

あくまでも私が申し上げましたのは、中性子を活用した産業利用という観点で御説明した次第でござります。

○齊木委員 非常に私は前向きな話だなというふうに思つておりますて、こうした国策として、高速増殖炉そして核燃サイクル、これを受け入れてきた敦賀市や福井県ですので、それを残念ながら政府の主導で打ち切られてしまったという思いがやはり立地地域には色濃く残っております。

それにかわる、それを更地に戻した後にどのようないい地域振興の絵を描いてくれるのか、これは立地地域としては非常に注目しているところでござりますので、そういうた、医療分野であるとか、中性子を使った産業分野、ラジオアイソトープであるとか、そういう利活用が図れれば非常に前向きな話ではあるなと思うんですが、ということは、これは、敦賀、嶺南、そして福井県の新しい産業集積のきつかけにもなり得るというようなお考えということでしようか。

○増子政府参考人 御地元の敦賀市を含めまして、具体的な地域振興の話をいただいておりまします。

今申しましたような試験研究炉、これは、先ほど申しましたように、平成三十四年には詳細設計に入るということでござりますので、地元の首長さんだけじゃなくて地域の住民の方々も含めて、今後、この試験研究炉が建設そして運転されたときの産業集積、あるいは地域の振興策、どのような貢献するか、しっかりと丁寧に今後御説明して

まじりたごとく「やへ」と考へて、「やへ」といふので、「やへ」といふ。

○齊木委員 私としてもぜひ協力をさせていただきたいたいと思いますので、また御相談をさせていただければと思います。

そして、そのタイミングなんすけれども、現在公表されている計画では、第四段階、廃止措置が完了するのが二〇四七年とされております。

「もんじゅ」の敷地内に恐らくつくられるのであるうといふに思いますけれども、試験研究炉が、例えば、廃炉しながら建屋の一部を使つたりであるとか、廃炉期間中からもそつと新しい試験研究炉に着手するところなどなんでしょうか。そういうたタイミングは、いつごろから跡地利用計画というものは始まるとき考えですか。

○増子政府参考人　お答え申し上げます。

先ほどお申しましたように、平成二十四年には、新たな試験研究炉の詳細設計を進める、そういうスケジュールを予定してござるところでございま  
す。

○斎木委員 それと、先ほど前段で、地元の首長さんのみならず、地元の住民の方の御意見もよくお聞きして進めていきたいという御発言がありましたが、私も、その部分が一番重要ななどいうふうに思っております。

試験用の研究炉といいましても、新しい原子力を使う炉を新設をするということになりますので、やはり、この原子力の利用ということに関しては、非常に地域住民の方の間にも意見の相違があると思います。ですので、地元のまず首長さんそして議会、こういったところから要望というものは霞が関ではヒアリングされていると思うんですね。その後の具体的なスケジュールにつきましては、今後の「もんじゅ」の廃止措置の進捗状況あるいは並行して行われます試験研究炉の詳細設計の検討状況、そのようなものを踏まえて考えていくたいというふうに考えているところでござります。

けれども、どうしても地元住民の、試験用研究炉とはいえ新しい原子力の炉をつくるということに対する住民のコンセンサス、地元合意というのは、議会や首長を説得しただけでは得られないと思います。

地域住民の方との合意形成というのは、ふうに図つていくお考えですか。○増子政府参考人 お答え申し上げます。

います。その辺の検討が固まり次第、首長さんだけじゃなくて、地元の住民の方々とのコミュニケーション、これは非常に重要だと考えておりまして、今後の原子力の研究開発の推進あるいは具体的な「もんじゅ」の廃止措置に当たりまして、地元との緊密なコミュニケーションをとりながら原子力の政策を進めていくことが必要であると考えております。

具体的には、新たな試験研究室の方に「引き継ぎをしてもらいます。今後具体化に向けて検討を進めているところですが、御指摘の仕組み、住民とのコミュニケーション、セッション、そういうものも、海外の事例も参考

◎齊木委員 以前、文科委員会ではなくてこの経産委員会で世耕経産大臣にお聞きしたことなんですが、それとも、やはり、これは原子力の商業炉の廃炉後の合意形成のあり方なんですが、今ちょっと触れられた海外の事例で、イギリスは非常に廃炉が先行しておる地域ですので、サイト・ステークホルダーズ・グループという集合体がございます。年四回程度、地域住民の方、これは原発推進派の方も、原発反対派の環境NGO、NPOの方も入っておりまし、首長さんであるとか企業経営者、商工会関係者など、さまざまなもので、ステークホルダーが参加をして、例えば文科省や経産省からおりてくる交付金の使い道をどういうふうにしていくのか、費用対効果がどうなのが、何に使つていくべきなのか、どういった跡地利用のビジョン

を持つて いるのか、それに 地域住民 の方 が直 接参  
加する（ うながす）の 及び、二 つ の くわ  
やま らら

んですね。  
こういったものは、この「もんじゅ」の跡地利用で採用するお考えはありますか。

○ 増子政府参考人 お答え申し上げます。

ましたが、なかなか、法的な枠組みじゃないと承知しておりますが、具体的に、先生御指摘のとおり、年数回開いて、さまざまなステークホルダーを巻き込んでいろいろ議論しているということを承知しております。

そういうことで、そのような枠組みも含めて、今後、「もんじゅ」サイトの跡利用につきましては検討してまいりたいというふうに考えていくところです。

○齊木委員 これは非常に重要な点だと思いま  
す。

り雲の上で話が飛び交っているなど、一もんじゅ」の廃炉も、勝手に政府が決めて、地元の首長さんや知事さんは反対されたけれども押し切られた。その跡地利用に関しては、新しく試験用研究炉をつくるというのも、首長さんの方から国に提案をされ、今話が始まっています。ただ、そこに地域住民の方の意向が反映されていないじゃないですか。跡地利用に関してかむというのは、やはり、こういったステークホルダーズグループのように、地域住民の方がやはりそこに、計画にかんでいただくというのには必要だと思いますので、ぜひ、今ちょっと勉強しているところだという御答弁でございましたので、それは並行してやっていただきたいたいなど。

ぜひ、地元の納得感、これは首長さんや議会だけじゃないです、納得感というのは、地域住民の方が最終的に納得するかどうか。というのは、施設が本当に受け入れられて、本当にその産業集積

のきつかけになるかもしない非常に重要な利用

だきたいなどうふうに思つております。  
文科省さんに対しては、以上で結構ですので。  
どうもありがとうございました。

ではあと数分残っておりますので、残余の質問を世耕経産大臣に対してもお聞きさせていただければと思います。

たんですけれども、原子力発電所の新設や増設が  
うたわれていないじゃないか、じゃ、自然減でゼ  
ロを目指していくのかというような御質問をさせ  
ていただきたいと思います。

再生可能エネルギーを、今度、主力電源化をし  
ていくということですが今回の第五次エネルギー基本  
計画の骨子の非常に大きな一つの柱だと思います  
けれども、この再エネシフトというのは、これは  
選ばれなかったのですから、ほんまに思ってこら

産業競争力の面を私はあるのかなどと思っておりまして、それはRE-100というものです。リニューアブルエナジー、要するに、再生可能エネルギーー100%宣言をする企業が今世界的に

えであります。例えば、アメリカは、前回、総額の話をさせていただきましたが、一番時価総額の大きいアップルであるとか、グーグル、アルファベットですね、そしてフェイスブックといつたいわゆるITのプラットフォーマーたちは、REICOを早々と宣言をして、環境に優しい企業だ、サステナブルな企業だということを売りにしている。

そして、これが単にITだけではなくて、運輸でいえばDHLであるとか、世界的な運輸の担い手、そして、自動車メーカーでいえばBMWとか、ドイツ資本の会社、製薬でいえばジョンソン・エンド・ジョンソンとか、世紀的な企業がどんどんどんどん、リニユーアブルなエナジーとか、彼らは使ません、そして、製品供給者に対してもそれを求めるというような動きが広まつております。

ン、i Macに日本の企業というのは多く、私の地元企業もすげれども、コンデンサーを納入したりであるとか、チップを納入したりであるとか、そういったサプライヤーに、日本の産業はものづくりが主力ですので、そこからアップルに、アイフォンに製品を採用してもらうには、日本もやはり、原子力や石炭といったリニューアブルと位置づけられない電源から、リニューアブルに位置づけを、主力電源構成を変えていかなきゃいけないんじやないか、そういうふたつ産業競争力上の答えも導けるわけですね。

そういうふたつあたり、再生可能エネルギーを使つていいない製品は受け入れられないから再生可能エネルギー・シフトを進めなきやいけないと、そういうふたつ産業競争力の観点というのは、今回のおエネルギー基本計画をお考えになる上で考慮されたなんでしょうか。

○世耕国務大臣 御指摘のように、五月十六日の総合資源エネルギー調査会基本政策分科会において、再生可能エネルギーについて、エネルギー・シフトを進めなきやいけないと、そういうふたつ産業競争力の観点というのは、今回のおエネルギー基本計画をお示しをしておられるところであります。

この主力電源という言葉をなぜ使つたかというと、やはり、技術革新などによって、世界的には低コストで再エネの導入が増大をしていることですとか、あるいは、今御指摘のような、産業競争力の観点も踏まえて、日本においても、国民負担を抑制しながら大量導入を図つていくくといふ決意を示したものであります。

この素案の取りまとめて当たっては、基本政策分科会において、このRE-100ということも議論の俎上に上がりました。こういった企業の動向も含めて、再生可能エネルギーへの期待の高まりを踏まえた御議論をいたしましたところであります。

今、RE-100もそうですし、あるいはESG

投資ということで、世界の機関投資家が、環境について、再生可能エネルギーができる限り使うなどの取組をやつているところを優先的に投資をするというような動きも出てきているわけですか。やはり、再生可能エネルギーの利用というのを産業競争力強化という視野も持つながらやつておきたいというふうに思つております。

○齊木委員 このRE-100がどれだけ広がつていくのかというの私もまだ確信が持てないんですけども、現状、日本の企業でどれだけ宣言をなさつておるかというと、例えはイオングループであるとか、B-T-Cですね、直接消費者と接しているような大手のスーパー・チェーンなどが、やはり環境に優しい企業であるという、コーカペレー・トイデント・テイティマーを採用していく例が一つ。そして、リコーさんのような、例えば、DHLにコピー機を、全世界に納入しているので、DHLにコピー機を売るのであれば、やはりリニユーアブルなエネルギーを使わなければいけないといったサプライヤーからの要するに要請に応じるようなケース、いろいろあると思います。一方で、やはり鉄鋼業界などと話をしておりますと、アルミ、鉄をつくるのに多量の電力を必要とします。やはり、イメージよりコストだと。電力料金がかなめなんだから、電源構成よりも値段を安くする電源構成を考えてほしいというふうな要請もあります。

これは何かアクアプレミアムというような、そういった電力サービスも出てきていますし、あるいはグリーン電力証書みたいなものを取引をして、調達をして、このリニューアブルエネルギーの比率を高めるという取組とか、あるいは非化石証書を買つてくるとか、いろいろなやり方が出てくるんではないかというふうに考えております。

○齊木委員 もう時間が参りましたので、私は、このエネルギー政策を考える上で、これはやはり産業のかなめでございますので、ぜひ、その産業競争力、日本はものづくり国家ですから、多分、この前ITTの議論もさせていただきましたけれども、ITTはやはりプラットフォーマーが先行して、中国でもアリババとかテンセントがやはり十億以上のMAUというか、データリーのユーザーを誇っている。これを、現状を鑑みて、やはりものづくりで食べていくという部分は日本の経済は今後も大きいと思いまして、それを何のエネルギーで動かしていくのか、こういったことを海外に物を買っていただくためには考えていかなければいけない。電源構成を考える上で非常に重要な要素だと思いますので、ぜひ、そのあたりも加味をして、今後のエネルギー政策を考えていつただければと思います。

以上です。どうもありがとうございました。

○田嶋委員 無所属会派の田嶋要でございます。要請もあります。

今後、このRE-100というのは、日本の企業の間にどのよう広まつていくかといふなお考えをお持ちでしようか。

○世耕国務大臣 どう広まついくかといふのはなかなか見にくいけれども、ESGの観点などから評価をされるということ踏まえると、この投資受入れをするためには、やはり広まついくかといふふうに思つておられます。どうもありがとうございます。

○田嶋委員 次に、田嶋要君。

○田嶋委員 無所属会派の田嶋要でございます。よろしくお願ひします。

少し、政府参考人の人数を事前に教えていただいた方が、ちょっと多過ぎたかと思いますので、ごめんなさいね。よろしくお願ひいたします。

今出ましたRE-100でござりますけれども、ちょうどきのうニュースが流れておりますと、大臣に通告しておりませんが、一つお尋ねしたいと思います。

○世耕国務大臣 どう広まついくかといふのはなかなか見にくいけれども、ESGの観点などから評価をされるということ踏まえると、この投資受入れをするためには、やはり広まついくかといふふうに思つておられます。今、企業の取組ですと、例えば、もう調達する電源を水力由来のものだけに限るというふうな、

りませんという御答弁をいたいたのはよく覚えております。そのとおりだと思いますが、きのうのニュースは、河野大臣の外務省に背中を押され形で、環境省もこのRE-100に前向きになつたと、一転と書いてありますけれども、いい効果が出ているなど私は思つておるわけでござります。

○世耕国務大臣 エネルギーを使う企業、産業界が、再エネの価値を積極的に評価をして自主的に調達をする、これがまさにRE-100の本質だというふうに思つてますが、そのことは、その企業が、今ESG投資とかSDGsに基づく投資という機関投資家の動きが出ている中で、投資家からそういうふたつ動きが高く評価をされて、そして投資の受入れ拡大などによって競争力の強化につながる可能性があると期待をされるわけでありまして、このRE-100の動きというのは、産業界を所管する立場としての経産省としても歓迎すべきことであるというふうに考えております。

○田嶋委員 では、環境省はRE-100に関して、国際的な企業連合RE-100への加盟も検討するというふうに言つておられるようございましたが、経済産業省も同じでよろしいですか。

○世耕国務大臣 ちよとその件については、通告いただいていないので、今ここで公式の見解を述べるのは控えさせていただきたいと思います。

○田嶋委員 少しきょうの分野にもつながりますけれども、印象としては、やはり再生可能エネルギー全般に関して、むしろ外務省や環境省の方がはつらつとやられている印象がござります。経済産業省が決して足を引っ張っている存在というふうに思われないようにお願いをしたいと、

うに思つておるわけですが、このふうに思つておられます。

それでは通告に従つて質問申し上げますが、こ

の省エネというの、私は、化石資源の使用のこ

とはどういうふうに関係してくるのかといふこ

とをまず簡単に御説明をいただきたいと、

に思います。

○高科政府参考人 お答え申し上げます。

省エネ法におきましては、第一条の目的におきまして、燃料資源の有効な利用の確保を掲げております。燃料資源の有効な利用とは、燃料資源の使用の合理化や適切な燃料を選択することなどを通じて燃料資源の効用を最大限に引き出すことであります。そして、すなわち、その単位生産量当たりの化石資源の使用を減らすことを意味するものでございます。

○田嶋委員 燃料資源というのはいろいろありますけれども、要は、今の御答弁のとおり、資源の乏しい国日本でありますので、ここで私たちが省エネになぜこだわるかというのは、化石資源をいかに使わないようにしていくかということだけの認識をいたしました。

それでは、省エネと再生エネルギーの利用はどういう関係にあるかということを御答弁ください。

○高科政府参考人 お答え申し上げます。

省エネ法におきましては、再生可能エネルギーの利用も、あるいは廃熱の再利用などの熱の有効利用も、それに伴い化石燃料の投入を減らすこととなります。したがいまして、いずれの場合も、単位生産量当たりの化石燃料の使用を減らすことにつながるため、省エネ法上の省エネとなります。

○田嶋委員 ありがとうございます。

省エネと再生エネルギーという言葉がなされるわけでありますが、今御答弁いただきましたとおり、電気の使用量を減らすとか使っている油の量を減らすという目に見える省エネ以外にも、一見省エネとはまた違う形の、再生可能エネルギーをふやすという行為そのものと同じ分量の石炭とかあるいはそうした油の消費を減らすという側面があるわけですから、やはり再生エネルギーといふふうに理解をいたしました。

また、熱に関しても、使っている油の量を減ら

すということもありますが、無駄にしている熱を

キャッチしてきちんと利用していくことができるかもしれませんと消費していた化石資源を、消費を減らしていくことができるという意味で、省エネにはさまざまな態様があるんだろうというふうに理解をいたしております。

そこで、きょうは農水省にもお越しをいただきまして、そういう意味で、省エネ・イコール再エネという面もあるという観点から、再生エネルギーのことからまずお尋ねをさせていただきたいと思いま

す。

先週ですか、今週ですか、営農型のソーラーシェアリングに関して、私は結構評価をしておりますけれども、大きな一步、決断をしていただきました。農地の一時転用期間というのを三年から十年というふうに延ばしていただいたわけですが、それがどうぞ。

○谷合副大臣 御質問ありがとうございます。

営農型太陽光発電に関しては、全国的に今広がっているところであります。

これが、平成二十五年にこの制度を始めておりますけれども、平成二十五年以降の営農型太陽光発電の取組について検証いたしました。そうしましたところ、下部農地、いわゆるパネルの下の農地ですけれども、下部農地での営農への支障があつた事例の発生割合は、担い手以外が営農するものは三一%と多かつたのに対しまして、担い手が営農しているものは六%と非常に少なかった。

さらに、荒廃農地を活用した営農型発電設備の設置が全体の三一%を占めて、荒廃農地の再生に貢献していることがうかがわれるという結果になりました。

この促進策によりまして、作物の販売収入に加えまして、売電収入等によります農業経営の改善や、これは長期の営農計画が立てやすくなりますので、金融機関に対する営農型太陽光発電の事業継続の信用力が高まる等の効果も期待するところです。

したがいまして、関係機関とも連携しながら、全国的な業界団体等を通じて、例えばJAバンクを中心とした地域の金融機関に対して本促進策の内容をしっかりと情報提供いたしまして、営農型

としたものでございます。

○田嶋委員 今まで、一時転用の期間が三年であるがゆえにファイナンスがなかなかつかないといった問題が大きな問題と言われおりました。現在、千葉県がリードしているようでもございましょうけれども、今回の農水省のそうした判断は、大変評価をできるというふうに思います。

ただ、今おっしゃっていただいたような条件付でござりますので、できれば、下を違う人がやつているといろいろ問題が起きるとかいうことは、例えば違う手段で解決をするなどを考えていただき、制約なしでやはり三年を十年まで緩和をでいるようにして、ぜひとも後年の再生可能エネルギー、すなわち省エネでもあるわけですが、の主力にソーラーシェアリングが育つていくようお願いをしたいというふうに思います。

今後、金融機関の理解が非常に鍵となってくるというふうに思いますが、どのようにこれから取り組んでいくお考えか、もちろん経済産業省と連携していただきたいと思いますけれども、どういふお考えか、御答弁ください。

○谷合副大臣 営農型太陽光発電につきましては、担い手の所得向上等による農業経営のさらなる改善を促進するために、今月十五日、促進策を発表したところではございまして、先ほど来の質疑のやりとりにあるとおり、一時転用期間の延長のほか、優良事例等の周知や地方農政局等での相談窓口の対応を行なうこととしているところであります。

この促進策によりまして、作物の販売収入に加えまして、売電収入等によります農業経営の改善や、これは長期の営農計画が立てやすくなりますので、金融機関に対する営農型太陽光発電の事業継続の信用力が高まる等の効果も期待するところです。

それで、ただ、ソーラーシェアリングというのは、下はちゃんと農業をやるのが大前提で、むしろ、耕作放棄地をなくしていくこと、地域の振興に非常に役立つ。私が関係してきた千葉のソーラーシェアリングも、例えば、下で大豆をつくると、一つの単位当たりで九十万円の年収、上はそれに対して二千万円だという話があるんですね。余りに違うので、やめると、下がいかげんになっちゃいけない。なんちやつて農業ではいけ

太陽光発電の普及にしっかりと努めてまいりたいと思つております。

○田嶋委員 私も地元のJAさんとかにこういうお話をさせていただいてまいつておるんですけれども、やはりなかなか新しいものに飛びつく方はかりではないのかな。

お手元の配付資料の二をごらんをいただきたいんですが、いろいろな金融機関の貯貸率といふんですか、預貸率、貯貸率。農協さんの貯貸率は今一二二%ということです。どんな地方関係の金融機関も苦慮しているわけですね、貸し先に。その中で農協も大変低いということでありますので、新たなビジネスにも十分育つべき得るこのソーラーシェアリングというのは、私は農村部で大変鍵になつてくると思います。

城南信用金庫だけがやたらと有名という印象があるのですで、地元でもいろいろ説明してもなかなか乗つてこないのは何でだろうなという感じもするのですが、やはり、三年が十年、今おっしゃつていたいた、信用力が高まる、そのとおりですね。下の農作物はやはり自然によつていろいろ待でけるから、キャッシュフローの観点からいつでも、金融機関は非常に貸しやすくなるわけですが、それでも、ゼひとも、農協だけじゃなくて、信金、信組も地銀も、そういうところにしっかりと金融厅やあるいは経済省とも連携をしながら、普及していくべきだと思います。

それで、ただ、ソーラーシェアリングというのは、下はちゃんと農業をやるのが大前提で、むしろ、耕作放棄地をなくしていくこと、地域の振興に非常に役立つ。私が関係してきた千葉のソーラーシェアリングも、例えば、下で大豆をつくると、一つの単位当たりで九十万円の年収、上はそれに対して二千万円だという話があるんですね。余りに違うので、やめると、下がいかげんになっちゃいけない。なんちやつて農業ではいけ

なくて、しっかりと一次産業もやらながら、上でも兼業してエネルギーの地産地消にも役立つて、ただくことが鍵になるわけがありますが、しかし、一点、経済産業大臣にお尋ねをしたいと思います。

いわゆるメガソーラーというのが大分覚えてきた、特にソーラーシェアリングは突出してふえたわけでありますけれども、また、これから、今申し上げたソーラーシェアリングをぜひとも、私は、むしろメガソーラーよりも主力に育てていっていただきたいという気持ちがあるわけでございますが、どうも地域社会でのトラブルのケースもふえているという印象でございます。

私のところにもいろいろ飛び込んでまいります。千葉も農地が多いわけなので、ソーラーシェアリングにも向きますけれども、メガソーラーにも向いてしまう部分があつて、ある日突然山の木が切られたとかということが時々報告に入るわけだと思います。

これは、FITの改正法の中でも、そうした懸念に関して、地域社会との融和というよつた話はあつたわけですが、現状、ここをどのよう経産大臣は認識されているか。少し何か、私は、手をもう少し打たなければ、やはりこういうクレームのケースが大変これからふえていくような気がいたします。

せつからく農水省がいい制度改正をしていただけで前向きにやつてくる、そうすると、当然、地元のJJAや地元の農業委員会の目の色も変わつてくると思います。金融機関の姿勢も変わつてくると思います。今が非常にタイミングポイントなどのJJAや地元の農業委員会の目の色も変わつてくると思います。されど、そこまでやつてくると、ソーラーシェアであるうと、太陽光発電事業の実施に当たつては、やはり、長期安定的に発電事

業を行うという観点から、地域住民の御理解をいたきながら事業を進めていくことは非常に重要なことを思っています。

FIT制度開始以降、やはり地域住民とトラブルになる太陽光発電設備が増加をしていることを踏まえて、昨年四月に施行されました改正FIT法。これに基づいて策定をした事業計画策定ガイドラインにおいて、地域住民とのコミュニケーションを図ることを新たに事業者の努力義務として定めたところであります。コミュニケーションを怠つてはいると認められる場合は、必要に応じて指導を行つておられます。

また、太陽光発電に対する不信の一つが、このまま終わつたらほつておかれんじやないかとか、という心配もありますので、これは、しっかりと撤去費用を積み立てていくような仕組みを、もう今やれることも既に始めていますし、制度としてはやはり積み立てをちゃんと別途行つて、いざというときは、廃業するようなときははしっかりと撤去が行えるようにしていくことも信頼を得る上で重要だというふうに思つています。

各地域住民とのコミュニケーションに関しては、やはり、それぞれ地域事情とか、そのソーラーパネルの設置のあり方などに応じて、それぞ  
れケース・バイ・ケースで丁寧に決めた方がいいんではないかというふうに思つています。国が法律でもっと義務化をした方がいいんじゃないかなと、いう議論もありますけれども、コミュニケーションを義務化すると、例えば説明会を開きまして、外形式的にやつてしまつて、それでオーケーみたいになると思いますので、やはり、丁寧なコミュニケーションを義務化をする必要があるということを今後も課題としておつしやつておられるのかなと思うのですが、私は、その二点、義務化をやはりするべきだと思います。

それから、積立てに関しては、そこが今なされていないなら制度化をしましょうということですが、大臣いかがですか。

○世耕国務大臣 まず、コミュニケーションの義務化については、これは、経産省としてはやはり、一律でコミュニケーションを義務化をするよう、地域の事情に合わせた方がいい。条例などによって、それに違反をした場合に認定取消しとしまして、生産や販売の計画を最適化することで、全体として大幅な省エネを図るもの、あるいは、サプライチェーン上の事業者が需要予測データを共有いたしまして、相手企業の貨物を輸送して、トランクの積載率を向上することで、全体として大幅な省エネを図るといつた事例が考えられる

ております。

うふうに思つておいます。

○田嶋委員 おっしゃることもわかるんですけれども、例えば、おどとい私のところにも電話が入りました。何か、住宅街に突然紙が入つていて、あしたからこの梅林を切るんだみたいな話だと。何も当然知らされていないわけで、そういう連絡が入りまして、要するに、たとえ条例でそういうことが書いてあつたとしても、やはり、知らないうちにどんどんやられてしまふと、もうそのケー

スに関してもとまらない、既成事実化されてしまふというようなことも今後起きるのかなと。私は、せつからく、これから伸ばしていかなきゃいけない分野なのに、相当地域で嫌われ者になつてくということも心配をしています。

それから、おつしやつていただいたような、ほつたらかしにされるんじやないかという問題もありますが、他方で、その反射光とかで大変健康被害の心配もいただくわけですね。

そういうことから考えると、私は、義務化もやりようだというふうに思つてます。義務化をしたら、先ほど大臣がおつしやつたような、一回やつて、形だけやつて終わるみたいなことになるかどうかは、義務化の仕方次第ではないかな。

それから、先ほどおつしやつた積立てのようないい問題は、どういう意味かはちょっとはつきりしませんが、制度化をする必要があるということを今後も課題としておつしやつておられるのかなと思うのですが、私は、その二点、義務化をやはりするべきだと思います。

それから、積立てに関しては、そこが今なされていないなら制度化をしましょうということですが、大臣いかがですか。

○世耕国務大臣 まず、コミュニケーションの義務化について、これは、経産省としてはやはり、一律でコミュニケーションを義務化をするよう、地域の事情に合わせた方がいい。条例などによって、それに違反をした場合に認定取消しとしまして、生産や販売の計画を最適化することで、全体として大幅な省エネを図るもの、あるいは、サプライ

チェーン上の事業者が需要予測データを共有いたしまして、相手企業の貨物を輸送して、トランクの積載率を向上することで、全体として大幅な省エネを図るといつた事例が考えられる

あります。また、制度化を今検討中であります。それをさらに、もう完全に会計上別会計で積み立てなければいけないと、これはちよと、制度改正が必要になりますので、この仕組みは、もう既に入れることにしておるわけでもあります。それをさらに、もう完全に会計上別会計で積み立てなければいけないと、これもできるだけ早くやりたいという思いで、現在はちよと、制度改正が必要になりますので、これをちゃんと積み立てておるかどうかを点検する

事例として挙げられると思います。

それから、運輸部門におきましては、貨物の輸送ルートが逆方向の複数の荷主が連携いたしました。そこで熱や電気を融通することで、全体として大幅な省エネを図るもの、あるいは、サプライ

チェーン上の事業者が需要予測データを共有いたしまして、生産や販売の計画を最適化することで、互いに復路で相手企業の貨物を輸送して、トランクの積載率を向上することで、全体として大幅な省エネを図るもの、あるいは、サプライ

えております。

こうした連携の事例につきまして、産業、業務部門では大体毎年五十件程度、運輸部門におきましては毎年十件程度の認定件数を想定しているところでございます。

○田嶋委員 二社、三社といった連携によつて省エネ効果を出す、これまで省エネ法は単独企業ごとの評価であつたわけありますから、こういつた、一步前進ということで、年間五十社ぐらい、五十ケースぐらいそういう話が出てくるという話でござります。

結局、この法案のこういった考え方を突き詰めてしまりますと、一地域、面的に非常に近く距離にあるいろいろな事業体、病院等も含めて、そういったところが、自治体の例えば主導のもとにかわらないし、自治体は別かもしませんが、金融機関なども巻き込みながら、いわゆる、例えば熱密度の高い地域の中核企業などにインセンティティブを与えて省エネ推進を面的に進めていく、そういうことになるのではないかなどという感じがいたしますが、大臣、そこはどのようにお考えですか。

○世耕国務大臣 まさに今御指摘のように、熱密度の高い地域、いつも羽田に着陸するときに見える京葉工業地帯なんて、もう大変な熱密度のエアが物すごく広がっていると思いませんけれども、こういう熱密度の高い地域などにおいて、複数の事業者が連携をしてエネルギーを面的に利用する仕組みを構築することは、これは省エネ対策上極めて重要だというふうに思っています。

こういう仕組みを円滑に構築するためには、やはり中核になる企業とかが必要だと思っていまして、例えば地域の中核企業ですか、あるいは自治体、あるいは地域の金融機関、あるいは電力、ガスといったエネルギー関係の会社などが、複数の事業者のエネルギー使用量や使用形態に係る情報を共有をしたり、費用負担に係る調整を行なうなど、まとめ役としてやはり積極的に関与する

このため、経産省としては、例えば、省エネ補助金を活用して、ガス会社が中心になつて、工業団地において複数の事業者の電気と熱の需要を取りまとめて、大型コージェネシステムによつて電気と熱の両方を供給するといった取組ですか、あるいは、地産地消型エネルギー・システム構築補助金を活用して、エネルギー会社が再エネ電気や廃熱などを、エネルギー管理システムを用いて、近くの公共施設や住宅などに對して高効率に供給するような取組などを支援をさせていただいているところであります。

こういった支援策も活用しながら、このエネルギー、特に熱密度の高い地域で面的に利用する仕組みの構築に向けた取組を進めてまいりたいと思います。

○田嶋委員 都市部には大変大きな集積があり、エネルギー消費が大変大きいわけであります。が、まさに冒頭確認させていただいたとおり、省エネというのは、使つている量を減らすだけじゃなくて、今無駄にしてしまつている熱をキャッチすることで、例えば、ほかの事業体が有効活用したい、そこにビジネスが生まれる、そして無駄が節約できて省エネにつながる、こういうようなことを考えられるわけでありますので、私は、この法案は法案として、もう少し大きなピクチャードで、面的に省エネを推進するようなことを、今補助金という話もありますが、いろいろ御検討いただきたいなというふうに思います。

お手元に資料三をつけさせていただいて、これは昔の話ですけれども、一度法案を出させていただきまして、別の、民主党時代に出させていただけのものでございます。要は、今回の法案は、单独で測定していたものを複数の測定というふうに見直して、省エネ量をうまく分配してというふうな、評価にかかるわる話でございますが、私は、例えばこの、公表制度と書いてあるんですけれども、左下ですね、要するに、地域の中核企業が、一体自分の事業をやる中でどれぐらいの熱量が発熱されているか、そういうことをまずは測定を

して、それを公表して、そしてそれを地域のほうの事業体が、そこはうちが利用させてほしい、こういうよつたなことが進んでいくことこそが大がかりな省エネにつながるのではないかなどいふうに考えております。

次の資料四をごらんください。そんな話をしておりましたら、きのうおととい、経産省から一例として資料をいただきまして、これは中国電力ですから電力会社ですね、電力会社もこういつた全く異業種である三菱化成にこういつた話をもう既に実現をさせているということござりますが、しかし、よく言わるのは、大規模集中型の火力発電などの発電エネルギー効率というのは大体四割、つまり、残りの六割は海か空気に逃げて、大変もつたいないことをやっているということであります。

もちろん、電気の発電効率を目いっぱい上げてもそうなつちやうというのは、それは技術的にそういう制約はあるんでしょうが、私は、かつてフィンランドで電力会社を訪ねたときに、残りの六割をどうキャッチするかということで、熱として、巨大な導管がその電力会社の中に入りまして、地域の熱供給網の出発点になつてているということで、四〇%の発電と、加えて熱の部分で、全体で九割以上のエネルギーの効率を達成している、そういう事例も聞いてきたわけであります。

それが全てに当てはまるかどうかわかりませんが、日本にもこういつた事例があるわけで、まさしくこの資料三の、私たちがかつて法案をつくったような部分、あるいはこの四のようなケース、こういつた、面的に大きな省エネを実現する廃熱の有効活用ということを私は考えるべき、未利用熱の有効活用を考えるべき、そのように考えておりますけれども、大臣、いかがですか。

○世耕国務大臣 御指摘のとおり、火力発電所におけるエネルギーの効率的な利用というのには、我々の掲げているスリーピラスSの観点からも非常に重要だというふうに思っています。

その方策の一つは、やはり発電そのものを高効

率化することでありまして、次世代の高効率石炭火力発電技術であります I.G.F.C や高効率ガスタービン技術など、火力発電の高効率化に関する技術開発なども今実施をしているところであります。

そしてもう一つが、御指摘のように、発電後に残る廃熱の活用ということ、これも非常に重要なこと、と思つています。日本においても、先ほど御指摘のような、火力発電の廃熱を利用して熱供給を行つておられる事例というのも出てきております。こういった廃熱利用は、事業者が経済性などを評価、判断した上で実施をしているものでありますけれども、省エネ法に基づく火力発電の効率基準というのは、こういった取組を促す効果があるとふうに思つています。

また、経産省では、先導的な地産地消型エネルギーシステムの構築といふのも進めておりまして、発電所で発生する廃熱などの熱エネルギーを周辺地域において面的に融通する場合に、ファイジピリティースタディーなどに活用できる補助金というものを用意をしております。こういった施策を使うことによって、火力発電や熱供給の高効率化というのを図つてしまいたいと思います。

○田嶋委員 そこで、熱というものが電気と、よく言われる大きな特性の違いの一つというのは、電気は遠くに飛ばせるが、熱は遠くに届けられないということになりますね。したがつて、熱を有効に使う省エネを進めようとすると、どうしても距離の制限が出てくるということになるわけでございます。そうなつてくると、やはり私は、エネルギーのこうした立案ということも、おのずから分権的になる傾向が強まるというふうに考えております。

そこで、きょうは環境省にお越しいただいていますが、地域エネルギー政策というものは、計画策定をどのぐらいの都道府県などがされているのか、そしてその中で目標数値をちゃんと入れていっているのがどのぐらいあるのか、御答弁ください。例えば福島県は二〇四〇年に県内需要の一〇

○%を自然エネルギーとする、そういう目標数値を掲げております。いかがでしょうか。  
○米谷政府参考人 地域エネルギー政策に関する計画としては、地球温暖化対策推進法に基づき、都道府県、政令指定都市、中核市及び施行時特例市に地方公共団体実行計画区域施策編の策定が義務づけられております。  
現在までに、四十七の都道府県、二十の政令指定都市、五十四の中核市及び三十一の施行時特例市の計百五十二の団体の全てが策定をしております。



思います。

それでは、時間になりましたので、副大臣、申しわけありません、最後に一点だけ、次のテーマは次回に回しますが、一点だけ。

木質バイオマスということも大変重要です。これは特に熱の利用ということで大事になつてきてるんですが、最近は、輸入バーム油、それから輸入ペレットに関して、大変多く活用されてい

る。

しかし、これはどうも地消地産の再生可能エネルギーの本旨から外れるんじゃないかなという感じがいたします。これは要するに、輸入するわけですから。つまり、資源の海外依存という意味では油と何ら変わらないわけであります。ただ、カーボンニュートラルという点は石炭よりはましかもしれません。

しかし、こういう形にどんどん変容している感じがするんですけれども、こういうことでいいんでしょうか。輸入の木質バイオマスはちょっとまた、副大臣、どういうお考えですか。

○西銘副大臣 委員御指摘のように、輸入材を中心とした大規模なバイオマス発電がFIT制度の対象になつておることは承知をしております。今委員が御指摘された、エネルギー自給率の向上やあるいは地域活性化に資さないのでないかといふ御指摘があることは承知をしております。他方、現時点での供給量に制約があつて、こうしたバイオマス発電についてFIT制度のもとにあるということも理解をしております。

今後、この点がどう展開していくのか。FIT制度が導入されて、私がかつて、二十年ぐらい前ですけれども、ごみ発電の関係で現場を回つておりました当時は、売電に非常に苦労しているという話がありまして、当時、八円という数字が私は頭に残っているんですが、今、FIT制度のもとで、四十円とか二十円とか十七円とかなつていて、バイオマスも国としては進めていかなければならぬ、地域の分野としては進めていかなければ

ばならないと考えております。

いずれにしましても、林野庁、関係省庁と連携をとりながら、地域の活性化という観点も、分散型のエネルギーという視点も入れながら、バイオマスについては進めていかなければならないと考えております。

○田嶋委員 副大臣、ありがとうございます。

最後のページ八にドイツの状況を示しております。すけれども、バイオマスは、発電はほぼもう終わつて、むしろ発熱の方が主軸になるという一つの先例があるわけでもございます。

それから、今のお話で、供給量が国内では追いつかないからという話があります。それは、そもそも、地域のいろいろなバランスをよく見ずに過大な設備投資をしちゃつたから、それに合わせて輸入を使つてているという、逆の、本末転倒なことが起きているのかなという感じもします。

この点は更に議論していきたいと思いますが、いずれにしても、このバイオマスも曲がり角に来てゐるのかなという感じがいたします。そして、大変重要な熱の利用もありますので、引き続き、経済産業省も、林野庁や農水省と連携しながらしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思ひます。

以上です。ありがとうございました。

○稻津委員長 午後一時から委員会を開くことにとどめ、この際、休憩いたします。

午前十時二十二分休憩

ら、来月、六月十七日まで、約一ヶ月間、パブリックコメントということで、国民への意見募集を行われております。原発は、その中で、重要なベースロード電源と引き続きそういうふうに位置づけられて、二〇三〇年度の原発の電源構成比率も、これまでどおりの二〇%から二二%とされております。

そこで、まず世耕大臣に伺います。

五月十八日の当委員会でこの目標についてやりとりがありました。そして、原発の稼働率を八割程度まで向上させて、一部の炉については法令で認められた四十年を超える運転期間延長を行うことで、原発の新設やリプレースがなくても二〇から二二%の目標達成は可能と大臣は答弁をされました。だが、これは、どうやれば稼働率八割が実現するというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○世耕国務大臣 まず、アメリカでは、一九七九年のスリーマイルアーランド原発事故の反省も踏まえて、事業者が集まつて、安全性、信頼性の向上を目的とした組織を設立しました。こういった枠組みのもとで、現場における良好な取組事例の共有ですか、改善点を相互に指摘し合うといった活動を続けることによって、大きなトラブルの発生件数が十分の一に減少して、一九八〇年代には九〇%まで向上したという例もあるわけであります。

日本においても、こうしたアメリカでの取組を参考しながら、原発の安全性、信頼性を向上させていくために、現場やマネジメントの取組について、原子力事業者間での相互のレビューと指導を行う原子力安全推進協会の設立、そして、先進的なリスク評価手法の研究開発と原子力事業者への導入支援を行う原子力リスク研究センターの創設、また、産業大で信頼性向上につながる共通の課題を設定して、効果的な対策を検討・普及させた取組が進みつつあるわけあります。

こうした安全性、信頼性の向上を目指す取組を続けていくことによつて、稼働率を八〇%に向上させることは可能だと考えております。

○笠井委員 具体的に、原発、今全国にあるわけですけれども、じゃどうやつて八割を実現する。今いろいろ、とまつているもの、それから稼働を目指しているもの、あるいは、四十年、六年とか、そういうことがいろいろあります。一体どうやつて実現するというふうに、その目標に見合つて考えておられるんですか、稼働率八〇%と言われるけれども。

○世耕国務大臣 私の申している稼働率というのは、今の、原発が何基あるうちの何基が稼働するといふ稼働率ではなくて、その一基がそれぞれ動いた場合に、ずっと動き続けければ一〇〇%なわけですが、それは普通、定期点検があつたり、あるいは、場合によつて、ちょっとふぐあいが出て一旦とめてというようなこともある、そういうことの稼働率ということを言つておりますが、今現状では、これまでの実績では原発の稼働率といふは大体七〇%これを八〇%に上げることができるのはないか、それを前提にして、二〇三〇年のエネルギーミックスも達成可能ではないかといふことを申し上げているわけでございます。

○笠井委員 アメリカの例も言われたんですが、これは、東京電力福島第一原発事故を起こした日本での話を、今議論になつてゐるわけで、幾つかいろいろな対策といふことで、やればできるといふ話を言われたんですが、安全最優先の再稼働といいますけれども、十三ヵ月ごとの定期検査の間隔、延ばしていくことになれば、これは原発を危険にさらすことになります。

それで、八割できるといふことをめぐつて、経産省では、それに見合つてどういう試算で立てるかということを、計算を出されているはずなんですが、それについてはどういうものになつてますか。

○世耕国務大臣 ちょっと御質問の意味がわからんのですが、今、二〇三〇年、二〇から二二%

達成可能という試算のベースを申し上げますと、二〇三〇年時点の原発比率が、稼働率をまず八〇%と仮定して機械的に計算をしますと、二〇三〇年時点で、まず、運転開始から四十年未満の原発が全て稼働をすると一七%になります。そして、これに加えて、二〇三〇年時点で運転開始から四十年以上経過している原発が全て運転延長する」と二八%ということになります。

したがって、安全最優先の再稼働と一部の炉の運転期間の延長によって原発比率二〇%は達成可能であると考えています。

○笠井委員 今言われたわけですけれども、四十年未満の炉全て稼働、それに加えて、四十年超の炉全て運転延長ということになりますと、具体的に考えますと、原発、日本にあるわけですから、その中には東京電力の福島第二原発、それから東京電力の新潟の柏崎刈羽原発も含まれるということになりますね、全てということになれば。

○世耕国務大臣 あくまでも、具体的な炉の再稼働というのは、これは規制委員会の新規制基準適合の審査をパスをするということ、また、地元の御理解もいただくということが前提になるわけであります。あくまでも今我々がやっている試算というのは機械的な試算だということは御理解いただきたいと思います。

○笠井委員 機械的な試算といつても、二〇から二三%ということに見合って、八〇%の稼働という率に対し、機械的にやるところなるという中には、今、あくまでもと言わされたけれども、結局、私もいろいろ調べてみましたがよ、こうやって、大臣、日本の原発どうなっているか、何年運転していく、どうなるか、二〇三〇年どうなるかと調べましたよ、一覧表。そうしますと、今大臣は機械的と言わただれども、あくまでと言わされるけれども、福島第一も、それから柏崎刈羽もその中には含まれている。そして、それはもちろん、言われたのは、ちゃんと審査がどうかということをやってからだと言わされたけれども、しかしありません。

福島第一の廃炉という点では、含めて福島県議会では全会一致の  
になって、県民の総意であります。それでも、再稼働反対というの  
は、調査でも六四%が反対ということです。

これは自民党を  
の決議ということ  
。柏崎刈羽につ  
新潟県民の世論  
で、県民の願い

の稼働が必要となる、既存の原子力発電所の再稼働とともに運転期間の延長を最大限に進める以外に手段はないということを言われた上で、二〇〇五年にCO<sub>2</sub>を八〇%削減するという目標を達成するためには原子力発電所の新增設が欠かせませ

基準に適合するかどうかという審査をしっかりとやつていただく、その審査をパスしたものについては再稼働を進めるというのが政府の方針であります。何か再稼働ありきというようなことは全くございません。

て、これに加えて、二〇三〇年時点での運転開始から四十年以上経過している原発が全て運転延長するとの「八%」ということになります。

したがって、安全最優先の再稼働と一部の炉の運転期間の延長によって原発比率二〇%は達成可能であると考えています。

○笠井委員 今言われただけですけれども、四十年未満の炉全て稼働、それに加えて、四十年超の炉全て運転延長ということになりますと、具体的に考えますと、原発、日本にあるわけですから、その中には東京電力の福島第二原発、それから東京電力の新潟の柏崎刈羽原発も含まれるということになりますね、全てということになれば。

○世耕国務大臣 あくまでも、具体的な炉の再稼働とハナのよ、これは規制委員会の新規炉基準適合

合の審査をパスをすること、また、地元の御理解もいただくことが前提になるわけであります。あくまでも今我々がやっている試算などいうのは機械的な試算だということは御理解いただきたいたいと思います。

○世耕国務大臣 我々が機械的に、  
うことが前提になつてゐるんじ  
で、新設やリプレースも織り込  
て、四十年を超えた原発の運転す  
が、どんどん再稼働という、

と、お詫びがござります。期間を延長した上で、いく、そういうやないんですか。

れたけれども、日本ではあの福島の大事故があつて、いまだに、七年余りたつて収束もしていない、そして、避難者の皆さん、大変な状況になつてしまっている、県民、苦しみにあるといつても、あの事がなかつたかと言わんばかりといふことになつたのである。

国会に共同提出しておりますけれども、再稼働を認めず、原発ゼロの政治決断、そして再生エネギーの飛躍的拡大ということで提案をしております。ぜひこれは国会で審議をしていただきたい。そして、そういう方向で英知を結集して、やはり

○笠井委員 機械的な試算といいても、二〇から三三%といふことに見合つて、八〇%の稼働率といふ率に対し、機械的にやるどころなるという中には、今、あくまでもと言われたけれども、結局、私もいろいろ調べてみましたよ、こうやつて、大臣。日本の原発どうなつているか、何年運

の中では新設・リフレースは前回  
○笠井委員 現時点では考えて  
ない。それを考えなくてもエネル  
ギーミックスは可能と言われま  
る。現時点では新設・リフレース  
ん。

提としておりませ  
人は全く考えてい  
ルギーミックスは  
おります。

しかも、エネルギー基本計画の案では、二〇五〇年に向けて、原発を実用段階にある脱炭素化の選択肢と位置づけて、次世代炉の開発を追求する戦略まで追加されているということで、依存度は減どころか、今より依存度を引き上げるための原

政治の決断をするというときたと言いたいと思ひます。

国内では原発再稼働、海外には輸出、こんないわば原発固執宣言ともいうべきエネルギー基本計画見直しは認められないと強く申し上げておきま

じゃ、当事者はどうかというと、電気事業連合会、電事連の勝野会長は、新增設やリプレースが将来にわたっておのずと必要になるということです。五月十八日にも記者会見で明言されていま

発再稼働推進の計画ではないんですか、これは。そう言われても仕方がないと私は思うんですが、いかがでしようか。

さて、次に、もう一つエネルギー基本計画にかかるわって伺います。それは気候変動対策との関係であります。

それから、日本原子力産業協会、原産協会の今井会長も、二〇三〇年に原子力で二〇から二二%を供給するという中期目標を達成するには三十基

か、この炉を再稼働させるというのを我々が判断するのではなくて、これはあくまでも、原子力規制委員会が、きちつと専門家の立場から、新規制

加をしているということで、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を削減することによつて、平均気温の上昇を一・五度から二度未満に抑

えることを目指す目標を掲げております。今世紀後半の早い段階で温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを決めた歴史的な合意がなされた。

そこで、大臣に伺いますが、このパリ協定、これはもう本当にみんなで達成をするということでお英知を結集するということが必要だと思うんです。が、そのためには、今、国際的に、先進国でも途上国でもとにかく脱炭素の流れということで、それを加速する努力が続く中で、やはり、これまで多くの温室効果ガスを排出してきた我が国を含めた先進国が、そういう意味での歴史的責任も踏まえた対応を率先してとるという義務があると思うんですけれども、大きな意味での世耕大臣の認識を伺います。

○世耕国務大臣 政府としましては、パリ協定上の日本の目標であります温室効果ガス二〇三〇年度二六%削減に向けて、まず、地球温暖化対策計画に基づいて着実に取り組んでいきたいと思っています。

経産省としても、イノベーションの追求などによつて成長と気候変動対策を両立させながら排出削減に貢献することが重要だと考えています。こうした考えに基づいて、エネルギー基本計画の中でも、エネルギー政策の要諦は、安全性を前提とした上で、エネルギーの安定供給と経済効率性の向上による低コストでのエネルギー供給を実現し、そして同時に、環境への適合を図ること、すなわちスリーEプラスSの視点が重要な要素としているところであります。

また、現在検討中の第五次エネルギー基本計画の中でも、パリ協定を踏まえた対応を盛り込むことにしています。具体的には、世界ではエネルギー転換、脱炭素化に向けた挑戦が既に始まっているということ、一方で、経済的で脱炭素の完璧なエネルギーは存在しないという現実があるということ、そして、このため、脱炭素化に向けたあらゆる選択肢の可能性を追求すべきといった方向性を示しているところであります。

このように、気候変動対策については、産業政策上もエネルギー政策上も重要な課題と認識をして、最大限取り組んでまいりたいと思います。

○笠井委員 今大臣が言られた、安倍政権が掲げるこの削減目標というのは、二〇三〇年までに一〇年比で二六%減と。国際的な基準である一九九三年比で二六%減と。国際的な基準である一九九〇年比で見ると一八%にすぎません。世界から

は、目標レベルが著しく低いと見られて、そういう批判の声が上がっている。とても私は、責任を果たしているとは言えないと

その低さに加えて、石炭火力を重要なベースロード電源の一つに位置づけて、そして石炭火力の新增設も進めているということになつていて。そこで、まずその点では、環境省に確認をした

二〇一八年の三月二十三日公表の「電気事業分野における地球温暖化対策の進捗状況の評価の結果について」というのがあります。そこでは、全国の石炭火力の新增設計画の数と出力数の合計

というのがあると見えども、それは幾らになつていて。また、この計画を実行するこ

とによるCO<sub>2</sub>の排出量の影響をどのように評価

しているでしょうか。答弁をお願いします。

○森下政府参考人 お答え申し上げます。石炭火力の新增設の数とか稼働率、そしてCO<sub>2</sub>排出量の影響についての御質問でござりますが、本年三月に公表いたしましたそのプレス発表

でデータが公表されておりましたが、環境省が

四月に発表した二〇一六年度の温室効果ガス排出量、確報値によりますと、初めて直接排出量の割合が示されたと思つんです。

そこで、伺いますけれども、発電所を含むエネルギー転換部門、産業、業務、運輸部門と家庭部門の二〇一六年度の排出量はそれぞれ幾らになつていて、伺うか。

○森下政府参考人 四月二十四日に、二〇一六年度温室効果ガス排出量の確報値を公表いたしておりますが、御指摘の直接排出量につきましては、まずエネルギー転換部門が五億七百万トン、産業部門が二億九千九百万吨、運輸部門が二億七百万トン、業務その他部門が六千万トン、そして家庭部門が五千五百七十万トンというふうになつてござります。

万キロワットとなり、我が国の二〇三〇年度の削減目標を約六千七百万トン超過し、目標の達成は困難となります。

○笠井委員 これほどの石炭火力新增設計画が持ち上るのは、やはり政府が高効率な石炭火力を推進するという形でエネルギー政策に位置づけているからだと思います。この方針は第五次の基本計画案でも変わっていない。

この石炭火力の増設によって、CO<sub>2</sub>排出量を削減目標を六千八百万トン程度増加させるというとんでもない計画だと言わなければなりません。もう一点環境省に確認をいたしますが、国内のCO<sub>2</sub>排出量の多くが発電によるものであります。これまで、発電部門のCO<sub>2</sub>排出量を、電力を使用する事業所や家庭に配分した間接排出量の形でデータが公表されておりましたが、環境省が

四月に発表した二〇一六年度の温室効果ガス排出量、確報値によりますと、初めて直接排出量の割合が示されたと思つんです。

そこで、伺いますけれども、発電所を含むエネルギー転換部門、産業、業務、運輸部門と家庭部門の二〇一六年度の排出量はそれぞれ幾らになつていて、伺うか。

○森下政府参考人 二〇一六年度温室効果ガス排出量の確報値を公表いたしてお

りますが、御指摘の直接排出量につきましては、まずエネルギー転換部門が五億七百万トン、産業

部門が二億九千九百万吨、運輸部門が二億七百万トン、業務その他部門が六千万トン、そして家庭部門が五千五百七十万トンというふうになつてござります。

○笠井委員 エネルギー転換部門というのは製油所とか発電所のことですが、石炭火力は最大のCO<sub>2</sub>排出源、ここをとめることができれば、やはり気

方で、CO<sub>2</sub>という環境面での課題があることから、一定の歯止めも必要と考えています。どういう歯止めをかけていくか。環境省と大臣間で合意した上で、規制的措置を二つ大きくかけています。

まず一つは、エネルギー供給構造高度化法によつて、電力の小売事業者に対して、二〇三〇年度の販売電力量の四四%以上を非化石電源とすることを求めておりまして、これによって火力発電比率は五六%以下となります。

第二に、これはもう一つ、省エネ法によって、発電事業者に対して発電効率の向上を求めておりまして、新設するものは最新鋭の技術である超超臨界圧相当の発電効率を求めるとともに、二〇三〇年度に、実質的に石炭火力を火力全体の半分未

報告制度を情報開示請求して、そのデータをもとに直接排出量をこの間分析、試算してきたということで、二〇一四年度は、わずか百二十九事業所で日本全体の温室効果ガス排出量の約半分、その他の大口事業所や運輸事業者で七割に達しているという結果も明らかにされております。

そこで、世耕大臣に伺いますが、石炭火力をペースロード電源として新增設を認めるというのには、今でも飛び抜けて多くのCO<sub>2</sub>を排出している発電部門からもっと大量のCO<sub>2</sub>排出を容認することになる。温室効果ガス削減の国際約束にも反することになるのではないかと思うんですが、いかがでしょう。

○世耕国務大臣 第五次エネルギー基本計画案では石炭火力をペースロード電源と位置づけております。これは、石炭火力や原子力などのベースロード電源と、そしてLNG火力などのミドル・バイク電源と、そして再生可能エネルギーをうまく組み合わせることで、スリーEプラスSを同時に達成することが電力供給上は重要であるというこ

とを示しているものであります。

石炭火力は、安定供給や経済性の面ではすぐれているわけです。そういう点で、一定程度の活用を図つていくことが適切だと考えておりますが、一方で、CO<sub>2</sub>という環境面での課題があることから、一定の歯止めも必要と考えています。

どういう歯止めをかけていくか。環境省と大臣間で合意した上で、規制的措置を二つ大きくかけています。

まず一つは、エネルギー供給構造高度化法によつて、電力の小売事業者に対して、二〇三〇年度の販売電力量の四四%以上を非化石電源とする

ことを求めておりまして、これによって火力発電比率は五六%以下となります。

第二に、これはもう一つ、省エネ法によって、

発電事業者に対して発電効率の向上を求めておりまして、新設するものは最新鋭の技術である超超

臨界圧相当の発電効率を求めるとともに、二〇三〇年度に、実質的に石炭火力を火力全体の半分未

満、先ほど五六%と申し上げましたが、その半分未満ということですから二六%未満に抑える基準を定めているところであります。

環境面での課題については、今申し上げたような二つの大きな規制的措置によって、二〇三〇年度における石炭火力の電源構成比率二六%や、国際公約と位置づけている日本のCO<sub>2</sub>削減目標、二〇一三年度比二六%を実現するための実効性は確保されている、整合性はとれているということから、今後もこの方針に基づいて、着実に、一定の歯止めをかけながら、石炭火力の活用を図つていく予定でございます。

○笠井委員 二つ挙げられて、効率のことも言われましたが、たとえ高効率であっても、石炭火力のCO<sub>2</sub>の排出量というのはLNG火力に比べても格段に多い。

世界の流れは石炭火力の廃止であります。フランスは二〇二三年、イギリスは二〇二六年、カナダは二〇三〇年までに廃止を決めております。四十六基もの新增設を進める日本はある意味特異な存在、世界からも大きな批判を受けています。国内での新增設も輸出もやめるべきだ、きっとこのことは申し上げておきたいと思います。

さて、次の問題ですが、本法案そのものにかかわった問題で幾つか伺つてまいります。

まず、法案にある荷主規制の拡大についてであります。

省エネ法の荷主規制というのは、二〇〇五年の改正で、運輸部門を対象に加えて、年間の輸送量が三千万トンキロ以上の荷主には、特定荷主として、CO<sub>2</sub>削減計画や輸送に係るエネルギー使用状況の定期報告等を義務づけるものになってきたということだと思います。

しかし、近年でいいますと、幾つか新たな特徴が出てきています。二〇〇五年の法改正時に十分想定していなかつたようなケースでの物流量が増加してきたこと。それから、便利さの一方で、運搬、配送の現場では慢性的な人手不足や長時間労

働などによつて宅配クライシスとか物流クライシスが社会問題ともなつていて、そういうことを含めて、やはりどうアップデートして対応していくかが大きな課題だと思います。

そこで、まず経産省に確認をいたします。

法案の提案理由説明でもネット通販の市場の拡

大というものが挙げられておりましたけれども、二〇〇五年から現在まで、ネット通販市場はどの程度拡大しているのか、答弁をお願いします。

○高科政府参考人 お答え申し上げます。

電子商取引に関する市場調査によれば、ネット

ワークを介して行われた商取引のうち、B-to-C

取引の市場規模は、二〇〇五年は三・五兆円、二

〇一七年は十六・五兆円と推計されておりまし

て、約四・七倍に拡大しております。それから、

B-to-B取引の市場規模は、二〇〇五年は二百一

十四兆円、二〇一七年は三百十七兆円と推計され

ております。一・四倍に拡大しておるところでござい

ます。

○笠井委員 国内では、アマゾンが二〇〇〇年に

サービスを開始したことも契機となつて、ネット

通販市場が大きく拡大をしてきました。

現在、特定荷主として指定をされて、省エネの

義務が課されている企業の数、そして、貨物の全

輸送量に占める特定荷主の割合といふのはどの程

度になつておるでしょうか。

大臣、今回の法改正によって、アマゾンは今後

特定荷主として規制の対象となるということに

なつてくるんでしようか。

○世耕国務大臣 改正法案においては、まず一般

論として申し上げれば、貨物の所有者でなく

ても、貨物輸送事業者との契約などによつて輸送の

方法などを決定している事業者は、荷主として省

エネ法の規制対象となりまして、特に、年度の貨

物輸送量が三千万トンキロを超える事業者は特定

荷主に指定されることになります。

ただ、一方、個別の事業者が特定荷主に指定さ

れるかどうか、この改正法の施行後に指定される

かどうかということは、これは法に基づいて事業

者が届け出る貨物の輸送量を確認する必要がある

ため、現時点で確定的なことは申し上げられませ

んが、先ほどの売上規模などを見ていると普通は

そうなるのかなと想定されますが、いずれにして

も、これは事業者からの届出がないと最終的な判

断には至らないということであります。

○笠井委員 最後に、普通はそうなるのかな、ア

マゾンについても特定荷主になるのかなというこ

とを言わされました。いずれにしても、大臣が言

われたことでいうと、荷主の定義を見直すこと

によって、規制の対象がネット小売事業者にも範囲

が拡大をされて、今まで上位二十社中七社のみに

とどまつていた特定荷主に、条件を定義との関係

で満たせば、取扱貨物量の多い事業者を指定す

る、そして指定されることになるということだと

思います。

そういう点では、通販事業者にも今後しつかり

と省エネに取り組んでもらうという点での社会的

責任をきちっと果たすようにという点で、やはり

政治としても仕事をする、経産省としても大いに

仕事をするということが大事だと考えます。

それでは、ネット通販には直販型のほかにモー

ル型というのがあります。業界に広くしっかりと

省エネ法の規制をかけるためには、モール型通販

の運営事業者を特定荷主に指定することがやはり

必要だと考えるわけであります。

ところが、先週の五月十八日の当委員会での高

科省エネ・新エネ部長の答弁によれば、モール型

企業者は一般的には規制の対象外という形で答弁を

されました。

しかし、この点では、例えは楽天ですけれども

も、配送コスト削減に向けた施策として、日本郵

便と楽天の間で輸送業務委託契約を締結して、樂

天市場への出店店舗に対する特別運賃のプログラム

とすることを提供しているということでありま

す。その中では、この省エネ小委員会のプレゼン

資料を楽天が出していますが、そこでは、結局、

楽天が全ての店舗をまとめる形で日本郵便と交渉

をしてこのプランが実現したという形でPRして

いるわけであります。

そこで、伺いますけれども、楽天が日本郵便と

契約をして特別運賃プランということを提供する

ことで、モールに参加する小売店に日本郵便の利

用を誘導することにある意味なると思います。実



業主の努力だけでは解決できない課題もござりますことから、長時間労働の是正に向けては、荷主と一体となった取組を進めることが重要でござります。

こうしたことを踏まえまして、昨年六月、野上官房副長官を議長といったしまして、国土交通省、厚生労働省、さらに、荷主を所管する農林水産省、経済産業省などを構成員とする自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議が立ち上げられました。昨年八月には、六十三に及ぶ「直ちに取り組む施策」というのが取りまとめられたところでござります。

ここでは、労働生産性の向上、多様な人材の確保、育成、取引環境の適正化を柱といたしておりまして、現在、関係省庁が連携をして、荷待ち時間削減に向けたバース予約調整システムの導入促進やパレット化等による機械荷役への転換促進でございますとか、トラックの中継輸送の普及拡大や、スマップボディーコンテナ車両の導入の促進、さらに、取引環境の適正化に向けた荷主への協力要請や、荷主勧告制度の運用見直しなどの施策を推進しているところでございます。

また、平成二十八年度から、国土交通省と厚生労働省が共同で、各都道府県ごとに、荷主等も参考として長時間労働改善に取り組むパイロット事業を実施しております。これまでの事業で得られた知見をガイドラインとして取りまとめ、広く横展開を図つていくこととしております。

さらに、先ほど申し上げました関係省庁連絡会議におましましては、長時間労働の是正等に向けた施策を一層充実強化すべく、今後の取組につきましての行動計画を今月中にも策定することいた

国土交通省といたしましては、トラックドライバーの長時間労働の是正に向けて、引き続き、関係省庁や業界団体と連携をして、しっかりと実効性のある対策に取り組んでまいりたいと考えております。

トラック輸送の現場は今も大変な状況にある、  
るる今あつたとおりであります。そして、荷主規  
制の拡大に伴つて、とりわけ中小の貨物輸送事業  
者やトラック運転手に負担やしわ寄せがもたらさ  
れるようなことがないよう、経産省も関係省庁と  
連携して取り組んでいくということが極めて大  
事だと思うんですけれども、大臣の所見を伺いま  
す。

や場所の適切な指示、部品工場の検品結果の活用などを盛り込むとしておりますけれども、こういう点でもきちんと実効性を確保するということが極めて重要な、このことを強く申し上げて、時間になりましたので、私の質問を終わります。

○稻津委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○稻津委員長 これより討論に入るのですから、討論の申出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、エネルギーの使用の合理化等に関する

況を分野別及びエネルギー源別等多角的に分析し、施策の評価を行い、その評価の結果を的確に施策へ反映すること。

二 既存のプラットフォームや、企業間をつなぐコンサルティングの活用等、企業間の省エネルギーに関する連携を促進するとともに、省エネルギーが企業の生産性向上につながる観点から、省エネルギー投資促進策を充実させ、企業の効果的な連携や省エネルギー投資が可能となるような情報提供等に努めること。

三 A-IやI-O-Tなど最新のIT技術を活用し、省エネルギー技術を省エネルギー施策に積極的に取り込むとともに、最終エネルギー消費

る法律の一部を改正する法律案について採決いたしました。  
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○稻津委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、城内実君外六名から、自由民主党、立憲民主党・市民クラブ 国民民主党・無所属クラブ

ブ、公明党、無所属の会、日本共産党及び日本維新の会の七派共同提案による附帯決議を付すべし。

との動議が提出されております。

案につきまして、提出者を代表し、その趣旨を御説明申し上げます。

まざり、案文を朗読いたします。  
エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯意見

御の一書を已上にて御多め如て御存  
決議(案)

用を図るとともに、長期的な工ネルギー需給見通しの確実な実現に向け、省エネルギー対策を着実に推進するところ、本法施行に当たり、次の

著実に推進するため本法が行なうべき諸点について適切な措置を講ずべきである。  
一 これまでの省エネルギー施策全体の実施状

況を分野別及びエネルギー源別等多角的に分析し、施策の評価を行い、その評価の結果を的確に施策へ反映すること。

投資が可能なようないい情報提供等に努めること。  
三 A-I や I-O-T など最新の IT 技術を活用した省エネルギー技術を省エネエネルギー施策に積極的に取り込むとともに、最終エネルギー消費として大きな比重を占める熱利用について、熱利用の効率化を通じた省エネギーを進めること。

四 連携省エネルギー計画の認定制度や見直し  
後の荷主規制の運用等については、基準の明

確化と適正な運用に努め、中小事業者等の実情に十分配慮するとともに、中小事業者等の省エネルギー取組支援に引き続き取り組むこ

## 五 省エネエネルギーに積極的に取り組む企業を広と。

く社会に周知すること等により、省エネルギーに取り組むことが企業価値向上につながるような社会環境を醸成すること。

以上であります。

及び案文によつて御理解いただけるものと存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。河とぞ委員各立の申資司ども頃より上づま

○稻津委員長 これにて趣旨の説明は終わります。

た。  
採決いたします。

本動議は参院の審議の起立をもとに、

帶決議を付することに決しました。

この際、世耕経済産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。世耕経済産業大臣。

○世耕国務大臣 ただいま御決議のありました本法案の附帯決議につきましては、その趣旨を尊重してまいりたいと考えております。

○稻津委員長 お詫びいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稻津委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○稻津委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十分散会